

ガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染症対策に 取り組む事業所を応援します

～「新型コロナ克服緊急応援金」のご案内～

■ 制度の目的

新型コロナ対策認証事業所及び認証取得に取り組む事業所が、継続して事業を行えるよう、応援金を支給します。

■ 制度の概要

給付対象者

県内に事業所を設置し営業を継続している事業者で、以下のいずれかの要件を満たす方

- ・ 「新型コロナ対策認証事業所」の認証を受けた事業所であること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」の届出をし、かつ業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染対策を徹底していること。

給付額

1事業所につき一律10万円

(複数店舗を経営する場合も事業所ごとに給付します。)

※鳥取県が実施する他のコロナ対策関係補助金を受給していても申請可能です。

■ 手続きの方法

申請書類

申請書類の提出期限：令和3年3月31日（水）必着

- 1 支給申請書
- 2 営業実態が分かる資料（前年度の確定申告書の写し等）
- 3 複数店舗分の応援金を支給する場合は、各事業所の実態が分かる資料（営業許可証、ホームページ、電話帳等）
- 4 各事業所の感染対策の状況を示した写真（施設内の換気、人と人との距離の確保の様子等）
- 5 振込口座を確認できる資料（通帳の写し）

※ 2、5については、令和2年度に暮らしの安心推進課が実施する補助事業を利用し補助を受けた方で、既に提出済の書類で代用を希望する場合は提出不要

申請方法・提出先

郵送または電子申請（県庁、総合事務所への持参はご遠慮ください。）

（郵送の場合）〒680-8570 県庁暮らしの安心推進課 宛（所在地記載不要）

（電子申請の場合）県公式HP(とりネット)から「とっとり電子申請サービス」で申請

電子申請の手続きはこちらから ➡



<お問い合わせ先>

コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口（鳥取県庁暮らしの安心推進課内(本庁舎7階)）

☎0857-26-7159 FAX0857-26-8171

お問い合わせの際は「緊急応援金」とお伝えください

電子メール：kurashi-ouenkin@pref.tottori.lg.jp

とりネットURL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/295618.htm>

新型コロナ克服緊急
応援金の詳細はこちら➡

